



目次

ページ

目次

秋田県公安委員会規則第9号
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第9号
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月16日

秋田県公安委員会委員長 伊藤 辰 郎

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2号キ(イ)中「イ」を「ロ」に改め、同号キ(イ)を同号キ(ロ)とし、同号キ(ロ)次に次のように加える。

(ロ) 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

第7条の17中「様式第8号の23」を「様式第8号の35」に改め、同条を第7条の28とする。

第7条の16中「様式第8号の22」を「様式第8号の34」に改め、同条を第7条の27とする。

第7条の15中「様式第8号の21」を「様式第8号の33」に改め、同条を第7条の26とする。

第7条の14第2項中「様式第8号の20」を「様式第8号の32」に改め、同条を第7条の25とする。

第7条の13中「様式第8号の19」を「様式第8号の31」に改め、同条を第7条の24とする。

第7条の12第1項中「様式第8号の17」を「様式第8号の29」に改め、同条第2項第1号中「様式第8号の4」を「様式第8号の16」に改め、同項第2号中「様式第8号の18」を「様式第8号

の30」に改め、同条を第7条の23とする。

第7条の11第2項中「様式第8号の16の駐車監視員資格者認定検査受験票」を「様式第8号の28の駐車監視員資格者認定検査受験票」に改め、同条を第7条の22とする。

第7条の10第2項中「様式第8号の15」を「様式第8号の27」に改め、同条を第7条の21とする。

第7条の9第1項中「様式第8号の14」を「様式第8号の26」に改め、同条を第7条の20とする。

第7条の8中「様式第8号の13」を「様式第8号の25」に改め、同条を第7条の19とする。

第7条の7第1項中「様式第8号の11」を「様式第8号の23」に改め、同条第2項中「様式第8号の12」を「様式第8号の24」に改め、同条を第7条の18とする。

第7条の6中「様式第8号の10」を「様式第8号の22」に改め、同条を第7条の17とする。

第7条の5中「様式第8号の2」を「様式第8号の14」に改め、同条を第7条の16とする。

第7条の4第1項中「様式第8号の8」を「様式第8号の20」に改め、同条第2項中「様式第8号の9」を「様式第8号の21」に改め、同条を第7条の15とする。

第7条の3中「様式第8号の7」を「様式第8号の19」に改め、同条を第7条の14とする。

第7条の2第1項中「様式第8号の2」を「様式第8号の14」に改め、同条第2項第1号中「様式第8号の3」を「様式第8号の15」に改め、同項第2号中「様式第8号の4」を「様式第8号の16」に改め、同項第3号中「様式第8号の5」を「様式第8号の17」に改め、同項第4号ア中「様式第8号の6」を「様式第8号の18」に改め、同条を第7条の13とする。

第7条の次に次の11条を加える。

(配置違反金の納付命令)

第7条の2 法第51条の4第5項の文書の様式は、様式第8号の2によるものとする。

2 前項の配置違反金納付命令書に記載する納付の期限は、同項の配置違反金納付命令書が発出した日から20日を経過した日とする。

3 公安委員会は、法第51条の4第18項の納付命令に係る公示送達について、様式第8号の3の配置違反金納付命令公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(配置違反金の納付命令の取消し等)

第7条の3 法第51条の4第17項の規定による納付命令の取消しの通知は、様式第8号の4の配置違反金納付命令取消通知書に

よって行うものとする。ただし、同項後段の規定により配置違反金に相当する金額を還付する場合にあつては、様式第8号の5の配置違反金納付命令取消消還付通知書によつて行うものとする。

(弁明の通知)

第7条の4 法第51条の4第6項の規定による通知は、様式第8号の6の弁明通知書によつて行うものとする。

2 前項の弁明通知書に記載する弁明書の提出期限は、前項の弁明通知書が発出した日から14日を経過した日とする。

(弁明の通知の公示送達)

第7条の5 法第51条の4第7項の規定による通知は、様式第8号の7の弁明通知公示送達書によつて行うものとする。

2 前項の弁明通知公示送達書に記載する弁明書の提出期限は、法第51条の4第7項後段の規定により通知が到達したものとみなされる日から14日を経過した日とする。

(配置違反金に相当する金額の返納)

第7条の6 法第51条の4第9項の規定による配置違反金に相当する金額の返納の期限は、第7条の4第2項に規定する日とする。

(返納付に係る金額の返還)

第7条の7 法第51条の4第12項の規定による通知の書面の様式は、様式第8号の8の返納付金返還通知書によるものとする。

(配置違反金の督促)

第7条の8 法第51条の4第13項の規定による督促は、配置違反金の納付の期限の経過後20日以内に様式第8号の9の督促状によつて行うものとする。

2 前項の督促状によつて指定する納付の期限は、督促状を発する日から10日を経過した日とする。

3 公安委員会は、法第51条の4第18項の督促に係る公示送達について、様式第8号の10の督促状公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(延滞金)

第7条の9 公安委員会は、法第51条の4第13項の規定による督促をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該配置違反金につき年14.5パーセントの割合で、納付の期限の翌日から納付の日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。

(1) 法第51条の4第5項に規定する納付命令を受けた者が災害により納付の期限までに納付できなかったとき。

(2) 配置違反金の徴収に関する書類の送達に代えて公示送達をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、法第51条の4第5項に規定する納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(滞納処分)

第7条の10 公安委員会は、放置違反金の徴収及び滞納処分に関する事務を、秋田県警察の職員のうちから警察本部長が指定した者に行わせることができる。

2 前項の規定による指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、様式第8号の11の徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(納入の通知)

第7条の11 放置違反金の納入の通知は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)に定める納入通知書によつて行うものとする。

(市区町村への照会)

第7条の12 法第51条の5第2項の規定による市区町村への照会は、様式第8号の12の身上調査照会書及び様式第8号の13の車両使用者等照会書によつて行うものとする。

様式第8号の23中「第7条の17」を「第7条の28」に改め、同様式を様式第8号の35とする。

様式第8号の22中「第7条の16」を「第7条の27」に改め、同様式を様式第8号の34とする。

様式第8号の21中「第7条の15」を「第7条の26」に改め、同様式を様式第8号の33とする。

様式第8号の20中「第7条の14」を「第7条の25」に改め、同様式を様式第8号の32とする。

様式第8号の19中「第7条の13」を「第7条の24」に改め、同様式を様式第8号の31とする。

様式第8号の18中「第7条の12」を「第7条の23」に、「第51条の13第2号」を「第51条の13第2項第2号」に改め、同様式を様式第8号の30とする。

様式第8号の17中「第7条の12」を「第7条の23」に改め、同様式を様式第8号の29とする。

様式第8号の16中「第7条の11」を「第7条の22」に、「受護番号」を「受検番号」に、「駐車監視員資格者認定検査受験票」を「駐車監視員資格者認定検査受験票」に改め、同様式を様式第8号の28とする。

様式第8号の15中「第7条の10」を「第7条の21」に改め、同様式を様式第8号の27とする。

様式第8号の14中「第7条の9」を「第7条の20」に改め、同様式を様式第8号の26とする。

様式第8号の13中「第7条の8」を「第7条の19」に改め、同様式の備考2中「状況」を「事由」に改め、同様式を様式第8号の25とする。

様式第8号の12中「第7条の7」を「第7条の18」に改め、同様式を様式第8号の24とする。

様式第8号の11中「第7条の7」を「第7条の18」に改め、同様式を様式第8号の23とする。

様式第8号の10中「第7条の6」を「第7条の17」に改め、同様式を様式第8号の22とする。

様式第8号の9中「第7条の4」を「第7条の15」に改め、同様式を様式第8号の21とする。

様式第8号の8中「第7条の4」を「第7条の15」に改め、同様式を様式第8号の20とする。

様式第8号の7中「第7条の3」を「第7条の14」に改め、同様式を様式第8号の19とする。

様式第8号の6中「第7条の2」を「第7条の13」に改め、同様式を様式第8号の18とする。

様式第8号の5中「第7条の2」を「第7条の13」に改め、同様式を様式第8号の17とする。

様式第8号の4中「第7条の2」を「第7条の13」に改め、同様式を様式第8号の16とする。

様式第8号の3中「第7条の2」を「第7条の13」に改め、同様式を様式第8号の15とする。

様式第8号の2中「第7条の2」を「第7条の13」に改め、同様式を様式第8号の14とする。

様式第8号の次に次の12様式を加える。

様式第8号の2 (第7条の2関係)

指令秋公委第 号
年 月 日

放置違反金納付命令書

殿

秋田県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により次の納付の期限までに納付してください。

命 令 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
放 置 違 反 金 の 額	放置違反金 金 円
納 付 の 期 限	年 月 日まで
納 付 の 場 所	納付書記載の金融機関
納 付 命 令 の 理 由	<p>あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。</p> <p><input type="radio"/> 違反日時</p> <p><input type="radio"/> 違反場所</p> <p><input type="radio"/> 違反車両番号</p> <p><input type="radio"/> 違反態様</p>

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

注1 放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

様式第 8 号の 3 (第 7 条の 2 関係)

秋公委交指第 号

放置違反金納付命令公示送達書

道路交通法第51条の 4 第 4 項の規定により、放置違反金の納付を、次に掲げる者に対し命令しますので、同条第18項の規定により通知します。

なお、放置違反金納付命令書は、秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、送達を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

送達する書類の名称	氏 名 (名 称)	摘 要

(注) 道路交通法第51条の 4 第18項の規定により、秋田県県税条例第23条の例によるもので、この公示をした日から起算して 7 日を経過したときに、当該通知の送達があつたものとみなされます。

様式第8号の4 (第7条の3関係)

秋公委交指第 号
年 月 日

放置違反金納付命令取消通知書

殿

秋田県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、次の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

理	由
---	---

様式第8号の5 (第7条の3関係)

(表)

	秋公委交指第 号 年 月 日
放置違反金納付命令取消兼還付通知書	
殿	
秋田県公安委員会 印	
<p>あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、次の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。</p> <p>また、あなたから納付されている次の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。</p>	
理 由	
金 額	

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領

放置違反金還付請求書に日付、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、押印するとともに、金融機関に関する必要事項を記入し、送付してください。

1 口座振込みの記載方法

次の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局の口座に振り込むことはできません。）
- (2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者御本人の口座に限ります。）。手続終了後「振込通知書」を送付します。

2 振込先金融機関がない場合は、次の照会先まで連絡してください。

照 会 先

様式第8号の6 (第7条の4関係)

(表)

秋公委交指第 号 年 月 日
<p>弁明通知書</p> <p>(弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ)</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">秋田県公安委員会 印</p> <p>あなたの使用する車両について、当公安委員会は、1(1)のとおり、放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。この事案について弁明をしたいときは、1(2)により文書(弁明書)を当公安委員会へ提出してください。</p> <p>なお、<u>弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。また、<u>弁明書を提出せずに早期に手続を終結させたい方は、2により仮納付をすることができます。</u></u></p> <p>この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。</p> <p>※ このお知らせは、道路交通法第51条の4第6項及び第9項の規定に基づくものです。</p> <p>1 放置違反金の納付命令の原因となる事実等及び弁明書の提出方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 放置違反金の納付命令の原因となる事実、予定される納付命令の内容等</p> <p>ア 放置違反金の納付命令の原因となる事実</p> <p style="padding-left: 20px;">あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 違反日時 ○ 違反場所 ○ 違反車両番号 ○ 違反態様 <p>イ 納付命令の根拠となる法令の条項</p> <p style="padding-left: 20px;">道路交通法第51条の4第4項</p> <p>ウ 予定される納付命令の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">金 円の放置違反金の納付命令</p> </div> <p>※ 車両の運転者が反則金の納付等をした場合の取扱い</p> <p>上記の違反について、あなたに対し当公安委員会が放置違反金の納付命令を行う前に、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合には、あなたに対して当公安委員会から納付命令が行われることはありません。</p> <p>なお、行き違い等により、反則金の納付、公訴の提起等がなされたにもかかわらず、納付命令が行われた場合には、その納付命令は取り消されることとなります。</p>

(裏)

(2) 弁明書の提出方法

ア 弁明の件名

放置違反金の納付命令に関する件 (第 - - - 号)

イ 弁明書の提出先

秋田県秋田市山王4丁目1番5号

秋田県公安委員会 (交通指導課駐車対策室担当)

ウ 弁明書の提出期限

年 月 日 (必着)

エ 弁明書の記載事項

弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先 (昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名 (番号も必ず記載してください。) 及び内容を記載し、提出してください。

オ 資料の提出等

弁明をする時は、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の内容を裏付ける資料があれば、添付してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

2 仮納付による手続の終結

(1) 仮納付制度の概要

ア 仮納付は、都道府県公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を都道府県公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。

この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であるかどうか確認した上で、(2)ウの場所において公示により放置違反金の納付命令が行われます。

これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません (道路交通法第51条の4第10項及び第11項)。

イ あなたが仮納付を行った後、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます (道路交通法第51条の4第12項)。

(2) 仮納付の場所、方法及び公示による納付命令の場所

ア 仮納付の場所は、別紙に記載している金融機関です。

イ 仮納付は、同封の納入通知書に仮納付の金額を添えて行ってください。納入通知書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。なお、分納はできません。

ウ 公示による納付命令の場所

秋田県公安委員会の掲示板 (秋田県秋田市山王4丁目1番5号所在)

エ 公示による納付命令は、氏名ではなく、次の弁明通知書の番号をウの掲示板に表示することにより行います。

※ この弁明通知書の番号 第 - - - 号

照 会 先

様式第8号の7 (第7条の5関係)

秋公委交指第 号

弁明通知公示送達書

放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、次のとおり行いますので、同条第7項の規定により通知します。

なお、道路交通法第51条の4第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

1 弁明書の提出先

2 弁明書の提出期限

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁 明 の 件 名

(注) 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があつたものとみなされます。

様式第8号の8 (第7条の7関係)

(表)

	秋公委交指第 号 年 月 日
仮納付金返還通知書 殿	
秋田県公安委員会 ㊟	
<p>あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があつた放置違反金の納付命令に関する件（第 号）については、次の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあつた次の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従つて記入し、返信用封筒で早急に返送してください。</p>	
理 由	
金 額	

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

仮納付金返還請求書に日付、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、押印するとともに、金融機関に関する必要事項を記入し、送付してください。

1 口座振込みの記載方法

次の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局の口座に振り込むことはできません。）
- (2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者御本人の口座に限ります。）。手続終了後「振込通知書」を送付します。

2 振込先金融機関がない場合は、次の照会先まで連絡してください。

照 会 先

様式第8号の9 (第7条の8関係)

指令秋公委第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

督促状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

次の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

弁明通知書の番号	放 置 違 反 金	延 滞 金
号	円	円
		年 月 日までの額

指 定 納 付 期 限	年 月 日まで
納 付 場 所	納付書記載のとおり

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日を翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日を翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日を翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

注1 放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口で納めてください。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

注3 延滞金については、裏面を御覧ください。

照 会 先

(裏)

延滞金について

納付の期限までに放置違反金を納めなかつた場合には、当該放置違反金につき年14.5パーセントの割合で、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数によつて計算した延滞金を納めなければなりません。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てになります。また、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付しない場合は、財産の差押えが行われます。

様式第8号の10 (第7条の8関係)

秋公委交指第 号

督促状公示送達書

道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を、次に掲げる者に対し命令しますので、同条第18項の規定により通知します。

なお、督促状は、秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、送達を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

送 達 する 書 類 の 名 称	氏 名 (名 称)	摘 要

(注) 道路交通法第51条の4第18項の規定により、秋田県県税条例第23条の例によるもので、この公示をした日から起算して7日を経過したときに、当該通知の送達があつたものとみなされます。

別紙

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第8号の11 (第7条の10関係)

第 号	徴 収 職 員 証	
	秋田県警察職員	写 真
所属名		
氏 名		押 出 し スタンプ
年 月 日 交 付		
	秋 田 県 公 安 委 員 会	

備考 用紙の大きさは、縦5センチメートル、横8センチメートルとする。

様式第8号の12 (第7条の12関係)

殿	秋公委交指第 号 年 月 日		
秋田県公安委員会 印			
身上調査照会書			
本籍又は住所			
氏名 <small>(ふりがな)</small>			
生年月日	年 月 日生		
<p>道路交通法第51条の4の規定の施行のため必要がありますので、上記の者について、別紙により回答してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査事項に多少の相違があつても該当すると思われる場合には、上記に準じて調査願います。 2 転籍（転居）している場合には該当する市区町村長に回送を、在籍（居住）していない場合にはその旨を記入してください。 3 戸籍謄本及び戸籍附票を送付してください。 			
照会公安委員会の所在地			
担当者 の係名 氏		担当者印	
電話番号			

別紙

身上調査照会回答書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

市区町村長 印

年 月 日付け身上調査照会について、次のとおり回答します。

※ 本籍又は住所			
(ふりがな) ※ 氏 名			
※ 生 年 月 日	年 月 日生		
上 記 の う ち 訂 正 す べ き 事 項			
本 籍 又 は 住 所			
所 在 調 査 の 参 考 と な る 事 項 (前住所など)			
備 考			
※照会公安委員会担当者印		市 区 町 村 取 扱 担 当 者 印	

(注) ※印欄は、照会公安委員会担当者が記入します。

様式第8号の13 (第7条の12関係)

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

車両使用者等照会書

道路交通安全法第51条の4の規定の施行のため必要がありますので、次の車両番号(標識番号)について別紙により回答してください。

番 号	車 両 番 号 (標識番号)

照会公安委員会の所在地	
担 当 者 の 課 ・ 係 氏 名	
電 話 番 号	

別紙

車両使用者等回答書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

市区町村長 印

年 月 日付け秋公委交指第 号の車両使用者照会の依頼について、別添のとおり回答します。

※照会公安委員会担当者印

市 区 町 村 取 扱 担 当 者 印

別添

番号	車両番号 (標識番号)	使用者の氏名(名称)・住所(所在地)・電話番号	所有者との異同	車名(通称名)・車台番号	主 な 定 置 場	届 出 年 月 日
		(フリガナ) 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名(通称名) 車台番号	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ 2	1 昭和 2 平成 年 月 日
		(フリガナ) 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名(通称名) 車台番号	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ 2	1 昭和 2 平成 年 月 日
		(フリガナ) 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名(通称名) 車台番号	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ 2	1 昭和 2 平成 年 月 日
		(フリガナ) 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名(通称名) 車台番号	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ 2	1 昭和 2 平成 年 月 日

- (注) 1 回答に当たつて軽自動車税申告(報告)書等の謄本等を添付した場合は、当該謄本等により判明している欄については記載を要しません。
2 車台番号はハイフン(—)記号についても記載願います。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄